

# 電気通信事業法等の一部を改正する法律案について

～世界最高水準のICT基盤の普及・発展に向けて～

---

平成27年4月20日  
事 務 局

- 「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)や「情報通信審議会答申」(平成26年12月)を踏まえ、2020年代に向けて、我が国の**世界最高水準のICT基盤を更に普及・発展**させ、**経済活性化・国民生活の向上**を実現するため、**電気通信事業法等※の改正**を行うもの。

※ 電気通信事業法等:電気通信事業法、電波法、放送法

## 1 電気通信事業の公正な競争の促進

(電気通信事業法、電波法)

- 光回線の卸売サービス等に関する制度整備
- 禁止行為規制の緩和
- 携帯電話網の接続ルールの充実 等

## 2 電気通信サービス・有料放送サービスの利用者・受信者の保護

(電気通信事業法、放送法)

- 書面の交付・初期契約解除制度の導入
- 不実告知・勧誘継続行為の禁止等
- 代理店に対する指導等の措置

## 3 その他

(電気通信事業法、電波法)

- ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保
- 電波法関係の規定の整備(海外から持ち込まれる無線設備の利用に関する規定の整備 等)

# 1 電気通信事業の公正な競争の促進

(電気通信事業法・電波法関係)

## 1 光回線の卸売サービス※等に関する制度整備

※ 光回線の卸売サービス：NTT東西が、回線シェアの78%を占める光回線を用いて提供する卸売サービス。今年2月から開始。

- 光回線の卸売サービス等、主要事業者※<sup>1</sup>が提供する卸売サービスについて、事後届出制を導入するとともに、届出内容を総務大臣が整理・公表※<sup>2</sup>する制度を整備※<sup>3</sup>。

→ 光回線の卸売サービス等の公平性、適正性及び透明性を確保し、公正な競争環境の下で、異業種の新規参入等による多様なサービス展開を実現することにより、光回線の利用率等を向上。

※<sup>1</sup> 主要事業者：固定通信市場では、回線シェアが50%を超えるNTT東西(一種指定事業者)。

移動通信市場では、端末シェアが10%を超えるNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル等(二種指定事業者)。

※<sup>2</sup> 整理・公表：整理・公表に当たっては、以下のような運用を想定。

① 必要に応じ、NTT東西とNDA(秘密保持契約)を締結した事業者から意見聴取を行うとともに、審議会に報告。

② 提供条件の公平性、適正性が確保されているか等を整理・公表することにより、透明性を確保。

※<sup>3</sup> ガイドラインの策定：併せて、現行法の適用関係を明確化し、公正競争の確保と行政の予見性向上のため、ガイドラインを策定(平成27年2月)。

(改正電気通信事業法第38条の2、第39条の2)

## 2 禁止行為規制※の緩和

※ 禁止行為規制：市場支配的事業者(固定通信市場：NTT東西、移動通信市場：NTTドコモ)に対し、特定の電気通信事業者を不当に有利・不利に扱うこと、製造業者等に不当に規律・干渉すること等を事前禁止する制度。

- 移動通信市場の禁止行為規制を緩和し、事前禁止の対象をグループ内の事業者への優遇に限定するとともに、製造業者等との連携を可能とする(必要な場合は、事後的に業務改善命令で是正)。

→ 現在、市場支配的事業者が、特定の事業者のみと連携すること(例：通信機能付カーナビに係る特定の自動車メーカーとの連携)は、禁止行為規制(特定の事業者を不当に有利・不利に扱うことの禁止)に違反し実施できない。

このため、禁止行為規制を緩和し、様々な業種(CATV、自動車メーカー、警備会社等)との連携を可能にすることにより、M2M(Machine to Machine:機器間通信)、IoT(Internet of Things:あらゆるモノがインターネットにつながる世界)等の多様な新サービス・新事業を創出。

(改正電気通信事業法第30条)

### 3 携帯電話網の接続ルール※の充実

※ 携帯電話網の接続ルール：端末シェアが10%を超える主要事業者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル等）に対し、携帯電話網の接続料や接続条件を定めた接続約款の届出義務を課すもの。

- MVNO※<sup>1</sup>の迅速な事業展開を可能とし、移動通信市場の競争促進を図るため、主要事業者（二種指定事業者）の携帯電話網の接続ルールについて、①必要な部分だけを借りられる制度※<sup>2</sup>、②接続料の算定制度※<sup>3</sup>等を整備。

※<sup>1</sup> MVNO (Mobile Virtual Network Operator) : 電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者から無線ネットワークを借りて移動通信サービスを提供する電気通信事業者。平成26年12月末時点のシェアは5.8%。

※<sup>2</sup> 必要な部分だけを借りられる制度：現行法では、貸し出す部分はガイドラインを踏まえて主要事業者が決められている。改正案では、貸し出す部分を総務省令で定められるようにするもの。これにより、例えば、データ通信の機能だけを借りて、加入者ごとに自由な通信速度を設定することが可能となる。

※<sup>3</sup> 接続料の算定制度：現行法では、接続料は、「適正な原価に適正な利潤」を加えて算定することを義務付け。「適正な原価」「適正な利潤」の内容はガイドラインを踏まえて主要事業者が決定。改正案では、これらを総務省令で定められるようにすることにより明確化。

(改正電気通信事業法第34条)

### 4 電気通信事業の登録の更新制の導入等(合併・株式取得等の審査)

- 主要事業者が、他の主要事業者等と合併・株式取得等する場合は、事業運営（経理的基礎等）や公正競争に与える影響を審査するため、登録の更新※<sup>1</sup>を義務付ける。また、携帯電話等の基地局の開設計画の認定※<sup>2</sup>において、電気通信事業の登録を受けることを要件に追加。

→ 主要事業者（一種・二種指定事業者）は、三大グループ（NTT、KDDI、ソフトバンク）に取れんし寡占化している状況。主要事業者は、大規模な光回線や携帯電話網等を設置し、国民生活や社会経済活動に重要な役割を担っているため、経営形態に大きな変更が生じる合併・株式取得等の審査により、通信インフラの高度化、サービスの安定的な提供や公正競争の確保に支障が生じるような事態を防止。

※<sup>1</sup> 登録の更新：合併・株式取得等について、電気通信の健全な発達のために適切か否か等の観点から審査し、登録の更新、登録条件の付与、更新の拒否を実施。

※<sup>2</sup> 開設計画の認定：広範囲に渡って多数の開設計画が必要な携帯電話等の基地局について、開設計画の認定を受けた者のみが開設できるようにするもの。

[現行の電気通信事業法] 合併・株式取得等：無審査（合併、分割（事業の全部譲渡）、事業の全部譲渡の場合は、その事実を事後届出）

(改正電気通信事業法第12条の2、改正電波法第27条の13、第27条の15)

## 2 電気通信サービス・有料放送サービスの利用者・受信者の保護

(電気通信事業法・放送法関係)

### 1 書面の交付・初期契約解除制度の導入

- 契約の締結後に、個別の契約内容を容易に確認できるよう、電気通信事業者・有料放送事業者※<sup>1</sup>に対し、主要なサービス(光回線サービス、携帯電話、ケーブルテレビ等)について、契約締結書面の交付※<sup>2</sup>を義務付ける。
- さらに、サービスが利用可能な場所等を利用前に確実に知ることが困難、料金等が複雑で理解が困難といった特性があるサービスについては、利用者は、契約締結書面受領後等から8日間は、相手方の合意なく契約解除※<sup>3</sup>できる制度(サービス契約を対象とし店舗販売の端末等は対象外。具体的な対象サービスは、総務大臣が指定)を導入。

→ 契約後に、サービス品質を実感し、料金等を熟慮する期間を設けることで、自らに適したサービスを安心して選択し利用できる環境を整備。

※1 有料放送事業者: 有料放送の役務を提供するケーブルテレビ事業者、衛星放送事業者等

※2 契約締結書面の交付: 利用者の同意がある場合には、電子媒体での交付も可能。

※3 契約解除: 初期契約解除の効果として、電気通信事業者・有料放送事業者からの損害賠償請求・違約金等の請求を禁止。対価請求も初期契約解除までの期間に相当するサービス提供の対価(工事費を含む。)の範囲に制限。

(改正電気通信事業法第26条の2、第26条の3、改正放送法第150条の2、第150条の3)

### 2 不実告知※等の禁止 ※ 不実告知: 事実でないことを告げること。

- 電気通信事業者・有料放送事業者及びその代理店に対し、主要なサービスについて、料金などの利用者・受信者の判断に影響を及ぼす重要な事項※の不実告知や事実不告知(故意に事実を告げないこと)を禁止。

→ 事実でないことを信じた結果、望まない契約をしたり、契約の解除が困難となる事態を防止。

※ 利用者・受信者の判断に影響を及ぼす重要な事項: 契約の内容(料金等)のほか、契約を必要とする事情(例: 今使っているサービスが終了するので乗換えが必要、アパートの管理会社からの紹介で契約することになっている)等。

(改正電気通信事業法第27条の2第1号、改正放送法第151条の2第1号)

### 3 勧誘継続行為の禁止

- 電気通信事業者・有料放送事業者及びその代理店に対し、主要なサービスについて、勧誘を受けた者が**契約を締結しない旨**※の意思を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止。

→ 執ように勧誘された結果、望まない契約を締結してしまうことを防止。

※ 契約を締結しない旨：契約の締結を断ることに加え、勧誘の継続自体を希望しないことも含まれる。

(改正電気通信事業法第27条の2第2号、改正放送法第151条の2第2号)

### 4 代理店に対する指導等の措置

- 契約時の提供条件の説明※など、代理店による契約締結に関する業務が適切に行われるようにするため、**電気通信事業者・有料放送事業者に対し、代理店への指導等の措置を義務付ける。**

→ 契約締結事務の大宗は代理店で行われているが、代理店の構造が多層化・複雑化している中で、「提供条件の説明が適切に行われていない」「不実告知をされた」等の苦情が寄せられている。したがって、電気通信事業者・有料放送事業者が代理店の業務に関する研修、監査等を行うことにより、利用者が自らに適したサービスを安心して選択できる環境を整備。

※ 提供条件の説明：現行制度上、主要なサービスについては、電気通信事業者・有料放送事業者及びその代理店は、サービスの提供を受けようとする者に対し、料金等の提供条件の概要を説明する義務(パンフレットで可)が課されている。

(改正電気通信事業法第27条の3、改正放送法第151条の3)

## 1 ドメイン名※1の名前解決サービス※2に関する信頼性等の確保

※1 **ドメイン名**: ホームページを閲覧したり、メールを利用する際に入力する文字。総務省のホームページの場合は「www.soumu.go.jp」、総務省職員のメールアドレスの場合は「～@soumu.go.jp」。

※2 **名前解決サービス**: インターネット上の通信は、ドメイン名でなくIPアドレス(インターネット上の機器を識別するための番号。例:202.214.160.1)により行われるため、インターネットの利用前にドメイン名に対応したIPアドレスを把握することが必要。名前解決サービスは、利用者からの問合せを受けて、ドメイン名に対応するIPアドレスを回答するサービスであり、インターネットの利用に必須のもの。

- ドメイン名の名前解決サービスの提供は、**これまで同様、民間主導を基本とするが、その円滑な提供が困難となった際は、国民生活や日本経済に大きな影響を及ぼすことが想定されるため、必要最小限の規律を課すことにより、信頼性等を確保することとする。**
- 具体的には、信頼性を確保するため、**①大規模な事業者、及び②一番右端※1に国又は地方自治体の名称(「.jp※2」「.tokyo」等)を用いたドメイン名の名前解決サービスを提供する事業者に対し、電気通信事業の届出、管理規程※3の作成・届出等を義務付ける。**併せて、透明性を確保するため、公共性の高い②の事業者には**会計の整理・公表等を義務付ける。**

※1 **一番右端**: 「www.soumu.go.jp」では、「.jp」。トップレベルドメインと呼ぶ。国又は地方自治体の名称以外のものとしては、「.com」、「.net」等がある。

※2 **jp**: 各国・地域に一つずつ割り当てられた国別のトップレベルドメインのうち、日本に割り当てられたもの。「.jp」の名前解決サービスは、株式会社日本レジストリサービスが提供。

※3 **管理規程**: 設備の点検・検査方法や事故時の復旧手順など、事業者の特性に応じた設備の運用面に関する取組の作成・届出を義務付けるもの。

(改正電気通信事業法第24条、第39条の3、第41条の2、第44条、第164条)

## 2 電波法関係の規定の整備

現行制度では、電波の利用における混信等を防止するため、無線設備は技術基準に適合する必要\*がある。

※ 技術基準に反する無線設備を用いた無線局(不法パーソナル無線等)の電波利用は不法開設となり認められない(不法開設への罰則有り)。

また、技術基準に適合しない無線設備の販売等を行う者への勧告制度がある。

この制度の下で(1)海外から訪日観光客等が持ち込む携帯電話端末等の利用を円滑化するとともに、(2)良好な電波利用環境を確保するために無線設備の販売等を行う者への勧告の実効性を高めるための改正を行う。

### (1)海外から持ち込まれる無線設備の利用に関する規定の整備

- 訪日観光客等が我が国に持ち込む携帯電話端末及びWi-Fi端末等について、電波法に定める技術基準に相当する技術基準\*<sup>1</sup>に適合する等の条件を満たす場合に我が国での利用を可能\*<sup>2</sup>とする。

※1 電波法に定める技術基準に相当する技術基準：国際電気通信連合(ITU)が勧告した国際標準等。当該技術基準に準拠した外国の法令に適合していることが確認されていること(米国のFCC認証や欧州のCEマーク等)を想定。

※2 携帯電話端末については海外から持ち込まれた外国の無線局の無線設備について、総務大臣の許可を受けた国内事業者の基地局の制御の下で利用可能とする。Wi-Fi端末等については海外来訪者が我が国に入国してから滞在する一定期間(90日以内)の間の利用を可能とする。

(改正電波法第4条、第103条の5)

### (2)技術基準に適合しない無線設備への対応

- 無線通信への妨害事例\*<sup>1</sup>に適切に対応するため、無線設備の製造業者・輸入業者・販売業者に技術基準に適合しない無線設備を販売しないように努力義務を新たに規定。また、技術基準に適合しない無線設備を製造・販売する者に対する総務大臣の勧告の要件を見直す\*<sup>2</sup>とともに、勧告に従わない者に対する命令\*<sup>3</sup>を規定。

※1 無線通信への妨害事例：技術基準に適合しないワイヤレスカメラが航空用無線に障害を与えた例等。

※2 現在は、他の無線局に混信等を与えた無線局と「同一の設計」の無線設備が販売されている場合のみが勧告の対象。これを、無線設備の製造及び流通の実態の変化に対応し、「類似の設計」の無線設備が販売されるおそれがある場合も勧告の対象とする等

(例)類似の設計：外国規格のトランシーバ等について、規格は同じであるが一部の部品(アンテナやモジュール等)や型番等が変更された場合等

※3 勧告に従わないことを公表されてもなお正当な理由がなく措置を講じない者に対して、勧告に従う旨の命令を行うことを可能とする(罰則規定有)。

(改正電波法第102条の11、第113条)